

平成28年度後期分授業料免除の申請について（連大用）

平成28年度後期分授業料免除の申請を以下のとおり受け付けますので、申請希望者は内容をよく確認して手続きしてください。

※授業料免除は、前期に申請をした場合も後期の申請が必要です。

※指定期間内に、各手続きを行わない者の申請は受け付けません。

1. 対象者（詳細な選考基準はホームページ参照）

鳥取大学のホームページ (<http://www.tottori-u.ac.jp/>) → 在学生の方へ
→ 授業料免除・入学料免除等

- (1) 経済的理由により授業料納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
 - (2) 平成28年4月以降において、本人の学資を主として負担している者（学資負担者）が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
 - (3) 東日本大震災により、本人若しくは学資負担者が被災した者
- ※ 特別な理由なく修業年限を超えている場合や前年度と同一学年にとどまっている場合は出願できません。特別な理由がある場合は、通常の申請書のほかに「副申書」が必要ですので、大学窓口に出して入手し、条件等を確認したうえで、提出してください。

2. 手続方法

(A) 通常の申請	(A), (B) どちらかの方法で申請してください。	ホームページから必要な申請用紙 (PDF 形式) を印刷し、注意事項等をよく読み、申請に必要な書類と併せて準備してください。(申請用紙は、大学窓口でも配布します。)
(B) 継続申請	下記提出日に間に合うよう、各自準備してください。	前期に免除申請した方で、後期の基準日 (10月1日現在) に家族構成・就学状況・家計状況等に全く変更がない場合は、「授業料免除継続申請申出書」(様式 授-14) のみを提出してください。提出場所は下記のとおりです。(詳細はホームページを参照してください。) ※私費外国人留学生、長期療養者のいる世帯の方は、この継続申請ではなく、通常の申請を行ってください。
申請書類提出日	9月7日(水)まで (郵送の場合は必着)	○大学窓口へ提出の場合 (平日9時～17時受付) ・鳥取大学所属学生：鳥取大学学生部生活支援課奨学係窓口 ・島根大学所属学生：島根大学学生支援課奨学支援グループ窓口 ・山口大学所属学生：山口大学農学部学務係窓口 ○郵送の場合・・・鳥取大学学生部生活支援課奨学係 宛 ※郵送の際は、書留、又は簡易書留で送付してください。普通郵便で送られた場合、未着等にかかる責任は負いかねます。 ※書類不備等の場合、鳥取大学から連絡をしますので、平日の日中に連絡のとれる連絡先を申請書に必ず記入してください。 ※鳥取大学窓口へ提出の場合、 8月31日(水)まで に学務支援システムにログインし、予約のうえ、9月7日(水)、8(木)、13日(火)、15日(木)、23日(金)、26日(月)、27日(火)、28日(水)に提出することもできます。
結果の確認	12月下旬予定	指導教員経由で通知文が届きますので、結果を確認してください。
授業料支払	1月下旬予定	免除結果が不許可または半額免除の場合は、1月下旬に授業料支払いとなります。

<授業料免除に関する問い合わせ先>

〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地
鳥取大学学生部生活支援課奨学係
TEL : 0857-31-6776・5059
FAX : 0857-31-6799